

# I. 補助金の重要ポイントと申請から交付までの流れ

## I-1 令和3年度補正事業の重要ポイント

### ◎補助事業の概要

電気自動車・プラグインハイブリッド車・燃料電池自動車の導入と、それらの普及に不可欠な充電・水素充てんインフラの整備を支援する補助金を、令和3年度補正予算で実施します。(本応募要領では、車両の導入に関する補助金についてご説明します)

### 【補助対象】

補助対象の車両・機器	令和3年度補正事業	(参考) 令和4年度事業(予定)
電気自動車(EV)	○	○
プラグインハイブリッド自動車(PHV)	○	○
燃料電池自動車(FCV)	○	○
超小型モビリティ	○	○
クリーンディーゼル自動車(CDV)	×	○
側車付二輪自動車・ 原動機付自転車	×	○
ミニカー	×	○
補助対象となる車両の 登録(届出)日	2021年 11月26日以降	2022年 2月19日以降
外部給電器	×	○
V2H 充放電設備	×	○

### ◎補助金の募集要件

#### (1) 補助対象期間、申請書提出期限

補助対象となる 車両の初度登録(初度検査届出)日	令和3年11月26日～令和5年2月17日
補助金交付申請書受付期間	令和4年3月31日～令和5年3月1日(必着) ※予算不足の恐れが発生した場合は受付期間を短縮することがあります。
補助金交付申請書提出期限	車両の初度登録(届出)の日に応じて、下記の通り

#### 【補助金交付申請書の提出期限】

- ▶ 【原則】  
車両の初度登録(届出)の日から1ヶ月以内(翌月の前日までの消印有効)
- ▶ 【例外】  
初度登録日(届出日)の翌々月の末日まで(消印有効)  
代金の支払い事務手続きの関係等により、車両登録日までに車両代金の支払いまたは全額支払いの手続きのいずれかが完了しない場合

▽【例外】となる例:

(例1) 現金払い分の全部または一部の支払いが、車両登録日より後になる場合。

(例2) 下取り車の入庫(＝現物による支払い)が、車両登録日より後になる場合。

▽【原則】となる例:

※上記(例1)(例2)以外の場合は、原則どおりとなります。

(例3) 車両の初度登録(届出)の日までに、車両代金の一部が現金により支払い完了、かつ残金分についてクレジット契約を締結済である場合

☆(注意) クレジット契約による支払いの場合には、「支払いの手続きの完了」とは、クレジット会社と申請者の間のクレジット契約の締結の完了をいいます(クレジット会社から販売会社への支払いの完了ではありません)。したがって、(例3)は原則どおりとなります。

▽また、受付開始当初の例外として、初度登録が令和3年11月26日～令和4年4月30日の車両の補助金申請書の提出期限を、令和4年5月31日まで(消印有効)とし、以下の通りとします。

初度登録(届出)日	申請書提出期限(消印有効)	
	原則(車両登録日までに支払手続き完了している場合)	例外(車両登録日までに支払い手続きが完了していない場合)
11月26日～3月31日	5月31日	5月31日
4月1日～4月30日	5月31日	6月30日
5月1日以降 (例:5月10日)	初度登録(届出)日から1ヶ月 (例:6月9日)	初度登録(届出)日の翌々月末日 (例:7月31日)

(2) 補助対象者

▽補助金交付申請ができるのは、①地方公共団体・その他の法人②個人③リース会社です。

☆(注意) 独立行政法人は申請できません。

☆(注意) 自動車販売を営む法人は、申請できる車両に制限があります。☞ 詳細は 注1) 参照。

☆(注意) ①地方公共団体・企業等の法人及び③リース会社の場合は、補助金申請書内に、法人番号の記入が必要です。補助金の交付を受けた場合には、その情報が国のgBizINFO サイトにおいて公表されます。

▽補助金交付申請者と車検証上の所有者・使用者は補助対象車両の購入形態別に以下の通りである必要があります。

購入形態	申請者	車検証上の所有者・使用者	
		所有者	使用者
①車両販売会社から購入	車両購入者	車両購入者(申請者)	車両購入者(申請者)
②所有権留保付き購入	車両購入者	車両販売会社 又はローン会社等	車両購入者 (申請者)
③リース車の貸与	リース会社	リース会社	車両の借受人(契約者)

☆(注意) 手形による購入の場合は、補助金の交付はできません。

☆(注意) 法人等による購入及び法人等が車両の借受人であるリースの場合、検査証上の使用者が、車両の管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得した役員又は従業員等となっている場合も申請を認めます。(II-4ページ又はII-16ページ参照)

☆(注意) 身体障がい者等が使用する自動車に係る税の減免制度の適用を受けており、その要件を維持するために、車検証上の所有者・使用者が上記と異なる内容になっている場合も、申請を認める場合があります。(II-10ページ又はII-14ページ参照)

### ▽反社会的勢力及びそれに準ずる者には補助金の交付はできません。

申請者は、補助金の交付申請前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。申請者が「暴力団排除に関する誓約」に違反した場合は、交付決定を取り消します。

また、法人(地方公共団体を除く)の場合は、センターの指定様式の役員名簿の提出が必要です。

☞ [「暴力団排除に関する誓約」](#)参照

#### 注1)自動車販売業者の申請車両制限

##### ①自動車販売を営む全ての法人に対する制限

✖展示車、試乗車等の販売促進活動で使用される車両は申請できません。

##### ②自動車販売を営む法人のうち、特に以下の①②の両方に該当する法人に対する制限

(下記の①または②の一方のみ該当する自動車販売業者は、②の制限は受けません)

- ①直近の会計年度の総売上に占める新車販売売上の比率が15%超である
- ②直近の会計年度における新車販売台数が20台超である

✖当該法人が、補助金交付申請をしようとする車両(当該車両)と同一名称の車両について、当該車両の初度登録日を起点に、その前一年以内に販売している場合、あるいはその後一年以内に販売する予定がある場合は申請できません。

☆(注意)当制限の対象となる車両は、車検証上の所有者が自動車販売業者(法人)である車両及びリース車両で自動車販売業者(法人)が使用者である車両です。

### (3)補助対象車両

#### ▽補助対象車両は、センターが承認した車種のみです。

補助対象車両は随時更新されますので、最新情報はセンターのホームページで確認して下さい。

☞ [【銘柄ごとの補助金交付額】](#)

#### ▽以下の場合には補助対象になりません。

- 既に補助金の交付を受けた車両。補助金の交付は車両ごとに1回限りです。
- 自動車検査証の自家用・事業用別の欄が「事業用」の車両。補助金交付は「自家用」に限ります。
- 地方公共団体及び地方公共団体が出資する法人が所有もしくは使用する塵芥車。
- 中古の輸入車は日本では初度登録でも補助金交付対象外です。

▽同一の車両について、国が実施する他の補助金と重複して補助金交付申請をすることはできません。ただし、センターが定める「安全運転サポート車普及促進事業費補助金」は重複して申請することができます。また、地方公共団体による補助金制度とは重複して申請できます。

### (4)車両(財産)の一定期間の保有義務

▽補助金を受けたクリーンエネルギー自動車(「取得財産等」という)は、原則として、定められた期間(初度登録(届出)日から4年又は3年)(「処分制限期間」)は保有が義務付けられます。

▽やむを得ず、処分制限期間中に取得財産等の処分をする場合は、事前に手続きが必要です。

また、補助金の返納が必要となります。

☞ 取得財産等の[処分制限期間](#)参照

☞ 手続きの詳細は、「Ⅲ. [計画変更・財産処分等の手続き](#)」を参照

#### 【取得財産等の処分に該当する行為】

補助金の目的は、クリーンエネルギー自動車の利用によって、地球温暖化の原因とされるCO<sub>2</sub>や大気汚染の原因となる有害な排出ガスの排出量低減に貢献することです。

これに反する以下の行為は取得財産等の処分に該当する行為となります。

①補助金の目的に反する使用 ②譲渡(売却) ③交換 ④貸付 ⑤廃棄 ⑥担保に供すること

▽センターでは、補助金を交付した車両の保有状況を定期的に調査しています。

センターの承認を得ずに、処分制限期間内に取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全額返納を求めることがあります。

## (5) その他の条件

### ▽J-クレジット事業への参加

個人が購入する、型式指定を受けた電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、超小型モビリティの場合は、CO<sub>2</sub>排出削減量のクレジット化を推進するJ-クレジット事業を実施する「J-グリーン・リンケージ倶楽部」への入会が必要です。入会手続きはセンターが行います。

#### 【入会手続きの流れ】

☞ J-クレジット制度の詳細は 注2) 参照

- 補助金交付申請書で入会の同意をいただきますと、補助金交付決定時にセンターから送付する「補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書」の下段に「J-グリーン・リンケージ倶楽部」に入会されたことも記載します。
- 入会者(補助金交付申請者)の情報を「J-グリーン・リンケージ倶楽部」へ提供します。(個人情報 は厳重に管理されます)  
提供する個人情報は、氏名、住所、電話番号、車両名、型式、車両登録番号、車台番号、燃費(電費 km/kWh)、登録年月日、購入価格、補助金交付額です。
- 後日、「J-グリーン・リンケージ倶楽部」の事務局から、ご協力依頼の連絡があります。

☆(注意) CO<sub>2</sub>排出削減事業を行う他の団体に入会する場合や補助金交付申請者自らがCO<sub>2</sub>排出削減事業を行う場合には、入会の必要はありません。

☆(注意) 電気自動車でも型式が「不明」となっている車種は入会の必要はありません。

#### 注2) J-クレジット制度について

J-クレジット制度とは、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)などの温室効果ガスに関して、省エネルギー機器の導入による排出削減量、森林経営などによる吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。個々の電気自動車購入者が入会手続きをすることは煩雑なのでセンターでまとめて入会し、国としての温室効果ガスの排出削減としてクレジット化され、売却されます。購入者には還元されません。センターが指定するJ-クレジット事業実施団体は、「J-グリーン・リンケージ倶楽部」です。

※本件に関する問合せ先(経済産業省環境経済室)

J-グリーン・リンケージ倶楽部事務局

Tel : 03-3501-1770 [受付時間 9:00-12:00 13:00-17:00(土日祝日を除く)]

### (参考) 当補助金に適用される税法上の扱い

○当補助金は、所得税法第42条「国庫補助金等の総収入金額不算入」又は法人税法第42条「国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」の規定を適用することが可能です。

具体的な処理方法については、税務署、税理士等にご相談下さい。

## I-2 申請から交付までの流れ

: センター

: 申請者

### 1. 補助金交付申請の募集

- ↓ ▶ 募集(補助金交付申請の受付)には、条件や期限がありますので注意して下さい。

### 2. 補助対象車両の購入・リースと登録・届出

- ↓ ▶ 補助金の交付対象になる車両は、クリーンエネルギー自動車としてセンターが承認した車種です。これを「補助対象車両」といいます。  
▶ 購入した補助対象車両は、補助金交付申請の前に、登録(軽自動車等は届出)と車両代金全額の支払いを完了、又は全額支払いの手続きを完了させて下さい。

### 3. 補助金交付申請書類の提出

- ↓ ▶ 補助金の交付を申請する車両1台ごとに補助金交付申請書及び定められた書類を添付して提出下さい。  
▶ 補助金交付申請書類は、郵便か宅配便で送付して下さい。持ち込みによる受付はいたしません。

### 4. 補助金交付申請書類の審査

- ↓ ▶ 補助金交付申請書類が、適正なものか、応募要件を満たしているか等を審査します。  
▶ 大量の申請書を順次審査しておりますので、期間は概ね2ヶ月程度かかります。(申請受付開始当初等で申請書類が集中した場合はさらにかかるとも場合があります。)  
☆(注意)補助金交付申請書類の審査状況について、お電話での問い合わせはご遠慮下さい。  
審査状況は、センターのホームページで確認することができます。

### 5. 補助金交付決定

- ↓ ▶ 補助金の交付が決定しましたら、「補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書」で交付金額をお知らせします。

### 6. 補助金交付(振込み)

- ↓ ▶ 「補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書」の発行後1-2週間程度で申請書に記載された金融機関に補助金を振込みます。

### 7. 車両(財産)の一定期間の保有

- ▶ 補助金を受けて取得した車両は、初度登録(届出)日から4年又は3年の定められた期間は保有が義務付けられています。  
期間中に処分した場合は原則として補助金の全部又は一部を返納しなければなりません。  
▶ センターでは、定期的に、補助金を交付した車両の保有状況を調査しています。

取得財産等の管理規程

1. 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得したクリーンエネルギー自動車等(以下「取得財産等」という。)について、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に沿って使用しなければならない。
2. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、センターの定める様式の取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。  
取得財産等管理台帳・取得財産等明細表は、センターが開示を求めた場合は、開示しなければならない。
3. 補助金の交付を受けた者は、センターが定める取得財産等の処分を制限する期間においては、取得財産等を処分してはならない。  
取得財産等の処分とは、譲渡、交換、貸し付け(リース事業者を除く)、廃棄又は担保に供すること等の補助金の交付目的に反する行為をいう。  
取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数を勘案して、別表6に定める期間とする。
4. 補助金の交付を受けた者は、別表6に定められた期間内において、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめセンターの定める様式の財産処分承認申請書をセンターに提出し、承認を受けなければならない。  
センターが取得財産等の処分を承認する場合においても、取得財産等の処分の目的、事由によっては、補助金の全部又は一部の返納を求める場合がある。  
また、センターの承認を得ずに、取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全部の返納を求める場合がある。
5. 補助金の交付を受けた者が、取得財産等の処分制限期間内に取得財産等を処分した場合で、取得財産等の処分によって、補助金の交付を受けた者に収入があるとセンターが認めるときには、センターは、補助金の交付を受けた者に対して、期限を付してその収入の全部又は一部についてセンターへの納付を命ずることができる。
6. センターは、補助金の交付を受けた者に補助金の返納を求めた場合には、その者からの新しい交付申請に対する補助金の交付については、補助金の返納が完了したことを確認するまで拒否することができる。

# 取得財産等の処分を制限する期間

(業務実施細則 別表6)

## 【クリーンエネルギー自動車】

下表に該当しない車両の場合は、個別に判断する。

種類	自家用車両※1		貸自動車業用車両※2	
	区分	処分制限期間	区分	処分制限期間
乗用車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車のもの	4年	総排気量2ℓ超のもの。総排気量がないものは、道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの	4年
			総排気量2ℓ以下のもの。総排気量がないものは、道路運送車両法の自動車の種別が小型自動車のもの	3年
貨物車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン超のもの	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン超のもの	4年
	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン以下のもの	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン以下のもの	3年
車いす移動車	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの	4年
	道路運送車両法上の自動車の種別が小型自動車のもの	3年	道路運送車両法上の自動車の種別が小型自動車のもの	3年
軽自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの（除く側車付二輪自動車）	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの（除く側車付二輪自動車）	3年
側車付二輪自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が側車付二輪自動車のもの	3年	道路運送車両法上の自動車の種別が側車付二輪自動車のもの	3年
ミニカー	道路運送車両法施行規則により定める「第一種原動機付自転車」であって、道路交通法施行規則により定めるもの	3年	道路運送車両法施行規則により定める「第一種原動機付自転車」であって、道路交通法施行規則により定めるもの	3年
原付2輪	道路運送車両法上の自動車の種別が原動機付自転車の2輪のもの	3年	道路運送車両法上の自動車の種別が原動機付自転車の2輪のもの	3年

※1 自家用車両とは、いわゆる白ナンバー車両。

※2 貸自動車業用車両とは、いわゆるレンタカー用車両。リース用車両ではない。

※3 超小型モビリティは軽自動車の処分制限期間を適用する。

## 暴力団排除に関する誓約

(交付規程 第4条 第6条 第13条 第20条)

私(個人である場合はその者、企業である場合は当社、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においても、下記の事項について誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、私が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- (1) 私は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)ではありません。かつ、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではありません。
- (2) 私の法人の役員等(法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)は、暴力団員ではありません。
- (3) 私及び私の法人の役員等は、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しません。
- (4) 私及び私の法人の役員等は、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しません。
- (5) 私及び私の法人の役員等は、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を持ちません。